

## 第八節 教育と文化

### 1 学校教育の変遷

#### 改正教育令以後

明治五年の学制頒布は、教育的土壌を作りあげた点では評価すべきものがあつたが、理想が高遠な上、画一的過ぎて民情に合わない点多々あつたため、学制を廃し、明治十二年（一八七九）九月、太政官布告をもつて「教育令」を制定した。この教育令により、六年より十四年に至る八ヶ年を学齡とし、学齡期間には少なくとも一六ヶ月は就学すべきことを義務づけた。しかしこの教育令は評判が悪く、公布の翌十三年十二月には「改正教育令」が公布されるに至つた。

第90表 明治前期滝野小学校就学状況

年度	学令児童 人	就学児童 人	就学率 %
明治6年	111	36	32
7	114	39	34
8	113	40	35
9	113	46	41
10	114	48	42
11	116	47	41
12	113	49	43
13	105	70	67
14	124	122	98
15	124	123	99
16	126	122	97
17	133	109	82

改正教育令により、義務教育年限は一六ヶ月から三ヶ年に延長され、当局者も鋭意管理を厳にし、督励に努めたので、たちまち大勢を挽回し、教育は再び発達進歩の途に向つた。特に山形県では、改正教育令公布と共に、児童就学法を規定布達して、児童の就学について督励を厳しくしたので、一層就学の実が上がつた。その様子を、滝野小学校百年史〔滝野の教育を綴る〕で見ると、第90表のようになる。

就学率が明治十三年を境に急上昇し、十四年からは略全員

第91表 明治中期滝野  
小学校女子就学状況

年度	学令児童 (女)	就学児童 (女)
13年	51 <sup>人</sup>	17 <sup>人</sup>
14年	60	60
15年	62	61
16年	56	52
17年	61	46

が就学するに至っている。しかも注目すべきは、第91表の通り女子の就学率が極めて高いことである。

この改正教育令も、明治十八年の官制の大改革に伴う内閣制度の創設、教育制度の改革によって十九年四月に改正され、小学校令として公布された。この改正により小学校の義務年限が三ヶ年から四ヶ年となり、尋常・

高等の二科を置くことになった。この小学校令は、その後もしばしば修正されてはきたが、第二次世界大戦直後までの学制の基礎となる重要なものであった。

明治二十一年（一八八八）、新市町村制が発足すると、それにあわせた関連法規の整備と共に、明治二十三年十月再び新小学校令が公布された。蚕桑村文書に、次の記録がある。

本期間（注、明治二十二年七月一日以降同年十二月三十一日まで）学事ノ状況ハ左ノ如シ  
学校ノ等位ハ尋常学校式個トス

教員 本期間ノ教員ノ数ハ九名ニシテ之レヲ訓導授業生ノ各級額ニ細別スレハ拾四円給訓導壹名七円給訓導壹名八円給授業生六円給全壹名五円五拾銭全五円給全壹名弍円四拾銭給壹名拾四銭日給壹名之ヲ学校ニ区別スレハ横田尻学校ハ五名ニシテ山口学校ハ四名ナリトス

学令児童 本期間学令児童ハ男弍百七拾四人女弍百六拾九人ニシテ合計五百四拾三人ナリトス  
就学生徒 本期間就学生徒ハ弍百三拾六人ニシテ女七拾弍人合計三百八人トス  
未就学ハ男弍拾五人ニシテ女百九拾六人トス

女子の未就学者が多い。学令児童（女）二六八人中、就学児童七二人であるから、就学率は僅かに二七パーセント弱である。このように地域により、かなり大きな差があった。教師については、職名に訓導、授業生などの区別があ

ったこと、給料に月給者と日給者がおったことなどが分る。月給のうち、高額者で月一四円であるが、この額はどの程度であったものだろうか。丁度この額について、蚕桑村々会で取り上げられ、一議員から一四円は高過ぎないか、との質問に対する応答が記載されている。

議長（村長）

大抵師範学校卒業ノ者ニシテ初メテ教員ニ出ツルトキハ九円トカ十円位ニシテ勤務ノ経歴ニヨリ毎年一円トカ二円ツツ上給スルハ例ナルカ如シ

三番

学校ハ勿論幼稚ナル子弟ヲ教育スル場処ナレトモ先ツ五百戸以上ノ戸数モアリ地価ハ式拾四万円以上モアル処ノ村長デサイモ月給拾円デアルモノナレバ先ツ其土地ニ居ルモノハ其土地ノ風ニ習ハサルヘカラス学校ノ教員カ月給四円トハ餘リ高スキル様ナレハ村長ノ給ニ式円ヲ増シテ月拾式円ト修正シタシ

〔蚕桑村  
文書〕

この質疑応答の結末は、教員の給与一四円のうち、二円は村に寄付してもらい、一二円とすることが提案され、賛成多数で可決されている。こうしてみると、教員の月給一四円は随分高額に見える額であった。またこの村会で、山口学校の教育費を、蚕桑村議会で議決することについて賛否をとっているが、新町村制への切り換えのため、こうしたことは、所々方々に見られたものであろう。

この頃の学校費は、学区内の各戸に課せられる村税と授業料でまかなわれていた。村税は戸別割で、具体的な賦課方法は学区毎に異なり、平等割、県税に定率を掛けたものなどがあつた。徴収は三期に分け、第一期四月三十日限三分通、第二期八月三十一日三分通、第三期十二月十五日または二十日四分通、というのが一般的で、この戸別割村税の未納者は、「未納督促条例ニヨリ処分スヘシ」と規定されていた。

授業料は、村税戸数割の等級により差がつけられていた。山口学校の明治二十四年度の授業料を見ると、一人一ケ

月の額は次のように規定されている。

等級	村税戸数割等級	一、	二等	拾五銭
一等	〃	三、	四等	拾三銭
二等	〃	五、	六等	拾壹銭
三等	〃	七、	八等	九銭
四等	〃	九、	十等	七銭
五等	〃	十一、	十二等	六銭
六等	〃	十三、	十四等	五銭
七等	〃	十五、	十六等	四銭
八等	〃	十七等		三銭
九等	〃			

〔蚕桑  
書村〕

明治二十三年の新小学校令は同三十三年八月に改正され、更に四十年三月の改正へと引継がれるが、この期間は、教育界は勿論、我が国全体にとつても、まことに多事多難なときであった。すなわち、明治二十三年十月には「教育に関する勅語」が渙発され、十一月には第一回帝国議会が開かれた。二十七年八月には隣国清との間に戦争が勃発し、翌二十八年四月には講和が成立したと思いきや、三国干渉に会い、これが三十七年二月の日露戦争へとつながっていった。

こうして日清、日露の二大戦争を経験したことは、当然教育界へも大きな影響を及ぼし、さまざまな思想が渦巻く中で、教育関係者も苦しみ抜いてきた。しかし、そうした中であっても、儒教主義的な教育思想に支えられた天皇中心の教育が推進され、それが国定教科書となり、修身教育となり、国史教育の強調となつて、以後の日本教育界の大主流を形成するに至つた。

こうした中であつて、末端の現場の様子はどうかであつたらうか。各学校の沿革誌を開いてみると、

深山尋常小学校沿革誌より

明治廿六年四月廿六日学年試験ヲ行ヒシヨリ全三十二年三月二十六日マデ年ニ一回ツツ都合七回尋常小学校四ヶ年ノ教科課程ヲ終リ卒業証書ヲ授与セシモノ四拾名其内女子ハ僅カ四名ナリ生徒卒業後ノ状況ハ卒業生ニシテ家計困難或ハ手不足ノタメ止ムヲ得ズシテ家事ニ就カシムルノ外ハ其父兄ニ於テモ尋常科卒業ノミニテハ其学力未ダ足ラサルコトヲ悟リ明治廿七年ヨリ年々鮎貝高等小学校ニ入学セシムルニ至レリ本校卒業生ニシテ高等小学校三ヶ年ノ教科課程ヲ卒業セシモノ男子五名ナリ現ニ今通学スルモノ拾数名アリ女子ニシテ高等科ニ入りタルモノ壹人モナキハ是レ父兄タルモノ未タ女子教育ノ必要ヲ感ゼザルニヨルカ

〔鮎貝小学校百年史付録「憶い  
出の記」、以下この書による。〕

戦争の後に経済界が混乱するのはいつでも同じであるが、そうした時、裸一貫の農家の次三男が身を立てるには、少しでも多く勉強しておく必要があつたのだらう。だからこそ尋常科だけでなく、高等科までも進ませたのである。しかし、それは飽くまでも男子だけであつて、女子の高等科進学は皆無であつた。沿革誌の執筆者は、「女子教育ノ必要ヲ感ゼザルニヨルカ」と慨嘆しているが、実際の理由は、女子教育云々よりも、もつと現実的な理由であつたらしい。明治二十五年の記録に、次のようにある。

……男児ノ分ハ悉皆就学スルニ至リタレドモ唯女兒ノ分ハ見守リ又ハ家事ノ手助け等ノ為メニ悉ク就学セシムル能ハザルハ実ニ遺憾ナリトス

要するに、手不足を補う要員として、女子は学校どころではなかつた。そこには思想よりも、戦争よりも優先する毎日の生活があつたのである。

こうした状態の中でも、当局はそれなりに就学向上の方途を講じていた。栃窪尋常小学校沿革誌によると、

明治三十四年度

区民一般嚮学ノ志氣漸ク増シ高等小学へ出席スルモノニ若干ノ補助金ヲ区費ヨリ給与シ通学ヲ奨励シ継続事業トセリ尚高等小学ニ通学セザル者ノタメニハ区ノ事業トシテ夜学会ヲ開キ国語算術等ノ必須科ヲ授クルノ便ヲ与ヘタリ

区全体が、自分の子弟のために、如何に心をくだいていたかが分る。こうした矢先の日露開戦は、教育現場にも相当の影響があつた。鮎貝尋常高等小学校沿革誌には、

明治三十六年度

本年亦高一、二を割キテ二学級トナシ七学級組織トナス器具機械類ノ新調予算決議モ甚寡カラザリシガ明治三十七年二月十日ノ宣戦詔勅ハ俄然経済ノ収縮ヲ要スルモノアリ末購入ノ物品ハ購入ヲ停止シ未着ノ商人契約納品ハ納付ヲ破約シ二千二百六十二円八十九銭ノ校費ハ一千七百五十一円十六銭二厘ヲ支出シテ決算ヲナス然レドモ本年度ニ於テハ事年度ノ末ニ起レルヲ以テ聊モ学事ノ上ニ支障ヲ見ズ七月二十日許可ヲ得テ分教場ヲ梵寺大宝院ニ開ク授業上ニ於テモ大ニ面目ヲ改メタル処少ナカラズ学力比較的良好ノ成績ヲ収メリ

明治三十七年度

従来ノ施設経営ヲ承ケ益々完成ヲ期セシニ偶々前古未曾有ノ時局ニ際会シ軍費供給ノ必要ハ教育費ニモ其影響ヲ及ボシ新事業又ハ設備等ニ関シ一時緊縮ヲ来スノ不得止ニ至レルモ尚決シテ教育ノ發達ヲ阻害セザリキ予算額前年ニ於テ一戸平均六円十一銭三厘本年ニ於テ四円三十六銭八厘ノ激少ヲ見ル然レドモ消耗品ノ如キ尚前年供給ノ隋力ニヨリ聊モ支障ナカリキ但シ前年施設ノ分教場ハ本年限りヲ以テ閉鎖本校ニ合セタリ本年度ヨリ図画科ニ幾何画及農業科ヲ加フ植物園ヲ開ク

これによると、三十六年度は殆ど影響がなかつたようであるが、三十七年度は相当の打撃であつたことは、教育費の負担額が前年度の七割程度であつたことから明らかであるが、それにも拘らず、沿革誌の筆者をして「決シテ教育ノ發達ヲ阻害セザリキ」と断言させたものは、単に戦争遂行への協力的発言だけではなく、国も自治体も、そして区民もこうした前古未曾有の難局に際しても、将来のために、教育を犠牲にすることを避けたためではなからうか。

第92表 滝野小学校就学状況

項 年次	学令児童	就学児童	不就学児童	就学率
明治33年	154人	141人	13人	93.5%
34	148	143	5	96.6
35	167	161	6	96.4
36	175	163	12	93.1
37	165	156	9	94.6
38	162	157	5	96.9
39	149	143	6	96.0
40	154	149	5	96.8
41	149	149	0	100.0

第二次世界大戦時の教育界と、好対照をなしている。日露戦争における勝利は、国民の自覚を高めると同時に、教育の必要性を一段と強く感じさせた。日露戦争前後の当地における就学状況、『滝野の教育を綴る』及び『荒砥町誌』によって調べると、次に掲げる第92・93表の通りである。

この期間はこれまで述べた通り、世情騒然たるものではあったが、町の教育関係者は確実に教育活動の輪を拡げていた。連合運動会もその一つである。

『蚕桑の郷土誌』によれば、明治三十年組内の八小学校の生徒八百名が下長井橋附近の川原に集合、連合運動会を開催している。『鮎貝小学校百年史』にもこの運動会の記事があるが、それによれば、明治三十二年に一町五ヶ村の小学校連合運動会が実施され、百米競争や二人三脚、綱引きなどが行なわれた。

村内の連合運動会なども、当然開催されていた。

高岡尋常小学校沿革誌〔「思い出の記憶」〕によれば、明治三十

第93表 荒砥小学校就学状況

年次 項目	明治三十二年			同三十五年			同四十年											
	就学児童	男	215人	女	184人	計	399人	男	262人	女	218人	計	480人	男	279人	女	245人	計
不就学児童	男	2	女	46	計	48	男	13	女	31	計	44	男	1	女	11	計	12
学令児童	男	217	女	230	計	447	男	275	女	249	計	524	男	280	女	256	計	536
就学率	89.3%			92.0%			97.8%											

(「荒砥町誌」より)

四年から三十七年にかけて、毎年五月頃に鮎貝に於て村内連合運動会が行なわれていたし、蚕桑地区でも三小学校が順番に会場校となって実施していた。このように、村内の各小学校が連合して一つの行事をもってきたことは、やがて

実現する一村一校の学校統合に大きな力となって作用したことは確かであろう。こうした連合運動会は、その意味でも重要であつた。

### 義務教育年限 の延長以後

明治三十三年に改正された小学校令は、四十年三月改正され、それまで小学校の義務年限が四年であつたものが、六年に延長され、翌四十一年から実施となつた。この義務年限二年の延長は、わが国の国民教育上重要な意味をもつもので、この小学校令は、第二次世界大戦後の教育改革まで続いた。

義務教育年限の二年延長は必然的に、市町村負担の教育費増大をきたした。町村合併により、一町村内に数校の小学校を抱えるのが実情であつたから、それだけに財政的に重荷となつたのは事実である。以下その負担実態を、資料を通して眺めてみよう。

次の請願文は、義務教育年限が延長になつた最初の年から、延長になつた学年の授業料を徴収したいというもので、それによつて幾分なりとも村民の負担を減じようとしたものである。

授業料徴収ノ儀ニ付認可稟請

本村立横田尻尋常高等小学校及西横田尻尋常高等小学校第五学年及第六学年児童へ左記ノ範囲内ニ於テ授業料徴収致度候条御認可相成度此如稟請候也

明治四十一年四月六日

山形県知事 馬 淵 悦太郎 殿

西置賜郡蚕桑村長 高 橋 利兵衛

各校尋常科第五学年児童一人ニ付一ヶ月金貳拾錢本年度ヨリ明治四十三年度迄三ヶ年間

但シ横田尻尋常高等小学校高等科第二年ニ対スル授業料ハ従前通り

最多金貳拾錢 最寡金貳拾錢 平均額貳拾錢



理由

従来ハ各校共高等科第一学年以上ヨリ一ヶ月一人ニ付金貳拾錢ノ範圍内ニ於テ授業料徴収致シ来リシニ今般小学校義務教育年限延長ノ結果現在ノ尋常科第五、六学年ヲ増シタルナリ而シテ両学年ヨリ授業料ヲ徴収セサルヘカラザル理由ハ各校共年々児童ノ増加ニ伴ヒ設備品多々ニシテ各学区民ノ負担ニ堪ヘ能ハザル状況ナルヲ以テ授業料ヲ徴収スル所以ナリ

〔蚕桑村  
文書〕

簡単に言えば、義務教育が二年延長することによって、今まで授業料を徴収していた高等科一、二年の子どもから徴収できなくなって困るので、今まで通り徴収させて欲しいという要望である。授業料の額自体は大きくはないのであろうが、要望書にもある通り、学区民は義務教育延長に伴う設備費その他の教育費が大巾に増加し、その負担に喘いでいたから、村当局は幾分でも学区民の負担を減じようと考えたものであろう。その負担の実態を見ると、第94表のようになる。

第94表 戸数割比較

学区	明治39年	明治41年
横田尻	1,701 01 円 銭	2,067 70 円 銭
西横田尻	1,473 33 円 銭	1,988 75 円 銭

この表は学校費に当てられる戸数割の総額を、延長前の三十九年度と延長直後の四十一年度とを比較したものであるが、四十一年度分が大巾に増えている。横田尻学区について、これを一戸平均に割り当てると、三十九年度八円〇六銭に対し、四十一年度は九円七〇銭になる。つまり明治四十一年度は、学校費に当てる村税戸数割として、横田尻学区民は一戸平均額九円七〇銭を賦課されたことになる。当時、戸数割の最高額が規定されていたらしいが、その制限額内では到底必要経費を充たすことができないので、制限超過を認めて欲しいと、時の西置賜郡長宛に申請しており相当な高額であった。

こうした事情で、尋常五、六年から授業料を徴収しようとしたのに対し、郡長は、国の方針である就学率の向上があやぶまれるのではないかと心配し、それに対する対策の有無を照会し

ている。蚕桑村長高橋利兵衛はこれに対し、「既に学齡児童保護機関設置実施ノ今日故第五学年以上ヨリ授業料徴収スルモ就学普及ニハ毫モ妨クル処無之ト認ム」〔蚕桑村文書〕と答えている。この年度の決算書によると、授業料収入では予算と決算には大きな差はでない。

以上の資料が示すように、義務教育の年限を二年延長したことは、学校を維持管理する責任をもつ市町村に、財政的な面で特に大きな波紋を投げかけた。従って、村の財政をあくかかると、教育を重視しつつも、それに要する経費を削減し、効率的な行政を考えることは当然のことかも知れない。こうした中で取りあげられたのが、一村内の数校を統合して、所謂一村一校制にすることであった。どの村も真剣に取り組んだ。しかし、それは余りにも大きな問題で、その難しさに頭を抱える状態であった。蚕桑地区の場合を、蚕桑村教育会の資料で見よう。

議案 蚕桑村従来ノ三学区区域ヲ合併シテ老学区老学校トナス事

理由 将来本村ノ施政上協同一致ト云フ目的ヨリシテ必要ナルコト次ニ教育ノ發展上今ヤ村ノ全力ヲ尽スモ尚及ハサル所多シ三学区ヲ合併スルニ於テハ従来ノ費用ヨリ幾分ノ節減ヲナスモ尚發展ノ余地アルコト次ニ本村三学区共村民一般教育費ノ負担多キニ苦ム此負担ノ幾部ヲ軽減緩和スルノ道ハ学区合併ヨリ他ニ途ナキヲ認メ本案ヲ提出ス

第95表 明治40年12月現在  
尋常科児童数

学区	性別	横田尻区	西横田尻区	山口学区
		男	32	11
一年	女	23	19	19
	計	55	30	40
	男	18	20	12
二年	女	16	15	14
	計	34	35	26
	男	20	19	8
三年	女	17	26	17
	計	37	45	25
	男	11	19	14
四年	女	22	15	15
	計	33	34	29
	男	81	69	55
計	女	78	75	65
	計	159	144	120

この議案は、明治四十一年九月八日の第二十五回教育会の折、村長丸川作平が提案したものである。この提案は、問題が重大なので、委員を選定し、引き続き審議することになり、その後何回となく会議がもたれたが、校地問題

第98表  
明治41年12月現在  
在高等科生徒数

学区 性別	横田尻学区	
	男	女
一年	15	4
	計	19
二年	12	6
	計	18
計	27	10
	計	37

第97表 明治40年12月現在  
高等科生徒数

学区 性別	横田尻	西横田尻	山口
	一年	20	13
女	14	6	6
計	34	19	22
二年	9	12	10
女	5	6	4
計	14	18	14
三年	16		
女	6		
計	22		
四年	20		
女	1		
計	21		
計	65	25	26
女	26	12	10
計	91	37	36

第96表 明治41年12月現在  
尋常科児童数

学区 性別	横田尻	西横田尻	山口
	一年	16	22
女	21	23	24
計	37	45	41
二年	31	11	17
女	22	16	18
計	53	27	35
三年	18	20	11
女	18	14	15
計	36	34	26
四年	17	18	8
女	15	25	16
計	32	43	24
五年	10	18	14
女	10	8	11
計	20	26	25
六年	18	11	13
女	11	1	6
計	29	12	19
計	110	100	80
女	97	87	90
計	207	187	170

にしても、新しい高等科の生徒数の減少はどうしたことであろうか。義務年限の延長は、一般村民にとっては、学校を打切らせるいい機会になったのかも知れない。それだけ生活が苦しかったのだろうか。因に、貧窮のため

新高一へ進級させたものであろう。それ  
の表から推測するに、延長後は旧高等科  
一年を尋常科五年と見なして、新六年に  
進級させ、旧高一が新尋六へ、旧高二が

表の通りである。

第95・96・97・98  
の児童生徒数は、  
当時の蚕桑地区  
の運びとなった。  
正十二年漸く実現  
余曲折を経て、大  
もからむなど、紆

就学不能となり、猶予許可を受けた数を調べてみると、明治四十年には横田尻学区一四人、山口学区六人、西横田尻学区なし、計二〇人、明治四十一年は横田尻学区のみ二人である。

このような苦しい状況であればこそ、村当局は学校統合の推進を考えたのであろうし、国もまた義務教育費の国庫補助の要望を受けて、大正六年七月には帝国議会でこの建議を可決、大正七年三月に市町村義務教育費国庫負担法を公布、四月一日から施行するように図らった。

第99表 小学校統合一覧

学校名	合併年月日	統合した学校名
鮎貝尋常高等小学校	大正9・4・1	栃窪、黒鴨、深山、高岡
蚕桑	12・4・1	横田尻、山口
東根	14・4・1	浅立、東陽
荒砥	3・4・1	荒砥、下山、大瀬

これらの情勢の中で、荒砥町では、大正三年四月一日を期して、荒砥尋常高等小学校・下山尋常小学校・大瀬尋常小学校の三校を統合した。つづいて、鮎貝・蚕桑・東根の各学校も統合して、一村一校の体勢が出来上った。各校の統合状況は、第99表の通りである。

しかし、統合がすべて順調に行なわれたわけではなく、種々の事情で、意志がまとまるまでは、きわめて困難であった。統合について、鮎貝小学校沿革誌には次のように記されている。

大正八年度

大正七年中ヨリ一村学区統一ノ議起リシモ種々情実アリ容易ニ纏ルベクモ見エザリシガ漸次其論議熟シ来リ竟ニ八年十一月中愈々統一ニ関スル郡長ノ諮門ニ同意シ即チ九年三月三十一日ヲ以テ知事ノ認可ヲ得タリ之実ニ村教育ノ将来ニ対シ甚ダ慶賀スヘキコトニシテ茲ニ特筆大書シテ本年度学事ノ状況ノ代表トナス

『思い出の  
記付録』

これを見ると、発議されてから知事の認可を得るまで二年を要し、それが実施されるまで更に五年をついやしてい

る。「種々情実アリ容易ニ纏ルベクモ」なかつたのであろう。こうした事情は鮎貝に限ったことでなく、大なり小なり各地区にあつたのであろうし、白鷹村のように、統合し得なかつたところもあつた。

## 2 青年教育

「青年がその国の運命を左右する」ということは、昔も今も変りはない。では日本の激動期である明治の青年たちは、そのとき何を考えていたのであろうか。教育の面から、彼等に近づいてみたい。

### 夜学会

明治五年の学制頒布は、新しい日本に教育の面から光を与えたものとして、大きく評価されるべきであろう。先きに述べたように、白鷹町には、この学制頒布以前から荒砥学校があり、明治五年には鮎貝学校が開設されるなど、当地域の人たちは逸早く教育に心を砕いてきた。こうした気風が青年層の心に響いたものと見え、明治十三年（一八八〇）には十王に、十七年には鮎貝に、青年たちの自主的な学習の場が設定された。それが夜学会である。当時の青年たちが何を考え、何を目指して夜学会を創設したかを知るために、次の資料を見よう。

#### 夜学会場之儀ニ付願

今回私共發起人トシテ同感ノ有志ヲ募リ来ル十二月二日ヨリ夜学会相催度存候然ルニ会場ノ儀ハ兼テ村内共有修繕タル元向福寺ヲ拝借仕度尤万端不都合無之様發起人内規ヲ設ケ些ク取締可仕候条御許可相成度別紙全会則并会場仮規約ノ写相添此段奉願候也

明治十七年十一月廿七日

發起人惣代

小河原 律 蔵

鮎貝村元惣代人

原 田 喜三郎 殿

会場仮規約

第一本会ハ毎日午後七時ニ開キ全十時ニ閉ルモノトス

但シ九時三十分ヨリ十時ニ至ル三十分時ヲ以修身講談ノ時間トス

第二本会学課ハ読書作文算術ノ三科トス

但シ読書猥褻ニ涉リ若クハ詩歌等人情ヲ害シ迂遠ノ書ヲ講スルヲ禁ス

第三会員タルモノハ専ラ言語動作ヲ慎ミ己レノ欲スル学業ヲ講習スヘシ

第四会員中本会ノ体面ヲ汚ス等ノ所為アリト認ムルモノハ臨席スル發起人ノ意見ヲ以退場セシムルコトアルヘシ

当分發起人ノ人名左ノ如シ

加藤 隆 瑞  
菅 三 郎  
小河原 律 蔵  
鈴木 多 吉  
宮城 佐 吉

有志夜学会規則

第一本会ハ専ラ修身齋家ノ学ヲ以本旨トシ傍ラ作文算術ヲ講習スルモノトス

第二本会ハ一定ノ会員ナク何人ニ限ラス当夜席場ニ臨ムモノヲ以会員トス

第三会員タルモノハ総テ会場仮規約ヲ守ル可シ

第四本会会費ハ悉皆發起人ノ負担タルヘシ但シ有志者ニ於テ寄附スルモノハ金員若クハ新聞雑誌又ハ書籍等之ヲ受納ス

第六發起人互撰ヲ以幹事三名ヲ置キ本会ノ事務ヲ取ラシム

第七寄附ノ物品ハ之ヲ帳簿ニ詳記シ消耗品ノ他ハ本会ヲ閉ルノ日鮎貝学校ニ納メ置クモノトス

附言

本会ハ鮎貝学校教員ニ依頼シ其承諾ヲ得タルヲ以之ヲ師トシ尚会員各自ニ己レニ優ルモノニ就キテ学習シ己レニ劣ルモノヲ丁寧誘導スルモノトス

この規約では、勉学に励む時間は、夜七時から十時までの三時間である。日中働らいて疲れた体に鞭打つての勉学は、楽なものではなかったろうが、自ら発起しての学習だから続いたのかも知れない。学習内容を見ると、「修身齋家ノ学ヲ以本旨トシ」ており、それに作文・算術も講習するとあるが、肩をいからしている当時の青年がよく現われている。会員には、当日集まったものは誰でも気軽になれるという気安さもあるかと思うと、「体面ヲ汚ス」者は、即刻「退場セシムル」程の厳しさもあった。

次の一文は、十王地区夜学生の誓約証で、こうした文書を提出させて、秩序を守らせたところもあった。

誓 約 証

本会ニ入校候上ハ会則ヲ相守申ハ勿論常ニ節儉勉強ヲ堅ク遵守シ金錢ヲ遣ヒ度儀有之候時ハ百事父兄ニ伺ヒ其許可ヲ得テ之ヲ遣ヒ決<sup>而</sup>曖昧ナル金融致間敷尤モ本会ノ名義ヲ汚ス等ノ所業一切致スヘカラス随テ会席ニ臨テハ礼式ヲ守リ退テハ業ヲ専ラトシ家内和睦ヲ旨トシ家格ヲ盛大ニセンコトヲ祈望スル処確實也依テハ本会ノ費用モ有志諸君ノ潤沢ヲ蒙ムル者ニ付右等ノ謹慎ヲ相破リ候時ハ会費弁償可仕依テ地内組合ヲ相立テ万一該組合中ニ破潰者於有之ハ他組ヨリ其旨照会アルヲ待タズ該組合ニテ取纏シ幹事ニ償納可致為後証入会証如斯連名爪印以差出置候也

明治十四年二月十五日

平 源次郎  
佐 藤 光 次

(他二十一名)

夜学研究会幹事 御中

〔『十王  
郷土誌』〕

これを要するに、夜学会の目的とするものは、当時の望ましい青年像として描かれていた「節儉勉強」で、「家内和睦、家格盛大」ならしめる青年を目指していたのである。

このような夜学会は、十王・鮎貝だけではなく、他の地区にも同じような形でもたれていた。明治二十九年に発足

した高玉・横田尻の夜学会は、翌三十年には合同しているし、栃窪では、高等科に行かない人のために三十四年に夜学会を開設して、国語・算術の勉学を始めている。また高岡では、三十二年から冬季夜学会を開いたが、三十七年から夜学会の経営が青年会に移された。

このように、夜学会は青年たちの学習の場として、彼等自身の手でつくられ、運営されてきたが、やがて実業補習学校の附設に伴い、吸収されて消滅してしまう。

### 実業補習学校

初等教育は、明治二十六年（一八九三）十一月公布の文部省令実業補習学校規定、三十二年公布の施行規則により、続々実業補習学校が開設された。更に三十五年に改正規程が公布されると、従前に比して地方の実情に即し、容易に設置し、自由に経営されるようになった。この公布と同時に出了された訓令によれば、実業補習学校の目的は、実業に関する知識技能の修得を主とし、併せて普通教育の補習もすべきことが指示されている。

白鷹町内の実業補習学校開設は三十五年の改正規程公布後で、それまでは夜学会または補習科（女子）で学習していた。蚕桑村教育会記録によると、「本村各学区ニ於テ冬期開設ノ夜学会ヲ定期開設ノ補習科ニ引直シノ件」という提案が、明治三十五年四月三十日に横田尻尋常高等小学校から提案され、審議の結果可決され、経費は各学校とも教育費に含めることとなった。また、それより五年前の明治三十年十一月には各学校の夜学会に対し、毎年一〇円以下の補助を支出し、その機関議会へ建議することを満場一致で可決するなど、青年教育には早くから気を配っていた。各地区の補習学校開設年代は、次のようである（第100表）。

夜学会を引き継ぐ形で開設された実業補習学校は、男子の夜間、女子の昼間と区別はあったにしろ、小学校教員を教師として、真剣に勉強した。この頃、中等学校に進学する人は極めて少なく、官吏の子どもか特別資産家の子ども



第101表 蚕桑地区補習学校生徒数  
(明治40年)

科・学期	学区性別		横田尻学区	西横田尻学区	山口学区	
	男	女				
四十年	甲科	一学期	男	0	29	12
		一学期	女	7	6	12
		一学期	計	7	35	24
	乙科	二学期	男	12	0	0
		二学期	女	3	5	9
		二学期	計	15	5	9
四十年	甲科	一学期	男	10	0	0
		一学期	女	8	6	0
		一学期	計	18	6	0
	乙科	二学期	男	9	8	6
		二学期	女	11	10	0
		二学期	計	20	18	6

第100表 補習学校開設年代表

学校名	開設年度	備考
荒砥実業補習学校	明治三十八年	夜間
高岡	同 右	
栃窪	同 右	
滝野	明治三十九年	
東根	明治三十八、九年	
横田尻	明治三十五年	

の夜学が、待ち遠しかったのである。新知識の修得も嬉しいことではあったが、もっと嬉しく楽しいのは、教室の薄暗い裸電球のもとでの仲間との語りであり、学校の小使室の囲炉裏を囲んでの雑談であった。

夜学は尋常科卒業生（乙科）二年、高等科卒業生（甲科）二年で、教科は、算術・読方・国史・農業などで、教科書は学校によって異なり、使用しないところもいった。

第101・102表は明治四十年、四十一年十二月現在の、蚕桑地区補習学校の生徒数である。

補習学校に要する経費は、学区内教育費から支出した。経費節減から授業料徴収案も起ったが、青年教育の立場から高等科なみの額になったこと

だけで、一村でせいぜい二、三名程度であり、他は全員補習学校で学び、次・三男はそれを基にして身を立てることを考えたから、熱心に通学した。補習学校は通称「夜学」といい、夜学のある日は、奉公人でも夜業を免除してもらえた。夕飯を食べた後、風呂敷にノート・筆記具を包んで腰に巻きつけ、じんべを履いて馳けつける青年たちは、心はずませせていた。週二日

第102表 蚕桑地区補習学校生徒数  
(明治41年度)

学 科 ・ 学 期	区 別	性別	横 田 尻 学 区	西 横 田 尻 学 区	山 口 学 区	
四 十 一 年 度	甲 科	一 学 期	男	12	6	9
		女	4	3	8	
		計	16	9	17	
		二 学 期	男	0	22	8
		女	5	5	0	
		計	5	27	8	
	乙 科	一 学 期	男	0	7	0
		女	7	14	0	
		計	7	21	0	
		二 学 期	男	4	0	7
		女	9	5	0	
		計	13	5	7	

この補習学校も、昭和十年四月一日、勅令第四十一号の青年学校令の公布と共に消滅し、地域の人々の青年教育へ寄せる情熱が、いつの間にか軍国主義教育の場とすり替えられていった。

青年訓練所

青年訓練所令が公布されたのは、大正十五年四月で、同年七月一日を期して県下一斉に開所式が行なわれた。

この頃から、日本は一途に軍国主義の道を歩くことになるのである。

大正六年度 高岡小学校  
沿革誌より

十月六日御眞影拝戴十一月一日ヨリ補習学校授業開始ノ際明年徴兵検査ヲ受クベキ者ヲ一週二夜招集学力ノ補習ヲナス

大正六年度 深山小学校  
沿革誌より

其ノ他主ナル事項トシテ春季ニ於テ県訓令ニヨリテ一村一団ノ青年会ヲ組織シタルコト当校卒業生最初ノ壮丁適齡ニテ受検者

をみても、村当局の補習学校に寄せる期待の程が窺えると言えよう。

補習学校の初期の頃は、学校の独自性がかなり見られたようで、「百姓でも泥を掻きまわすだけでは駄目だ。」と言って、珠算を教えたり、節ぬき草履の作り方などを教え、草履の売上金を貯金して農事視察、試験田設定、文庫開設などを実施したところもあり、当時の青年たちに大きな感化を与えている。

中合格者多ク且無抽籤希望多ク甚愉快トスル所ナリ

〔「思い出の  
記付録」〕

一見平凡な沿革誌の記録とも思えるが、実業に関する技術修得、普通教育の補習を目的として創設された補習学校が、徴兵検査を受ける者の補習機関に利用されたことは、きわめて重要な意味をもってくる。しかも、大正十四年四月には、陸軍現役将校学校配属令が公布され、中等以上の学校では現役将校による教練が、正課として課せられるようになり、翌十五年に青年訓練所が開設されたことを考えると、訓練所の性格は、おのずから明白になってこよう。大正期は一方において、所謂大正デモクラシーの風が吹きあれたが、同時に、他方では軍国主義の芽も亦大きく伸びはじめていた。

本県の青年訓練所に関する訓令によつて、その大要を見ると、

- ① 青年訓練所に入所する者は、高等小学校卒業生、実業補習学校前期修了者、又は一般青年者であること。
- ② 実業補習学校を卒業して青年訓練所に入所する者に対しては、主として修身・公民並びに教練に付いて訓練すること。

③ 実業補習学校後期に就学する者にして、青年訓練所に入所する者に対しては、専ら教練を課すること。

④ 十五才未満の者に対しては、なるべく実業補習学校の入学を奨励すること。将来は、つとめて実業補習学校を卒業したるものを青年訓練所に入所せしむるようになすこと。

この内容を見ても、青年訓練所は教練中心の訓練所で、軍隊の予備機関的存在であつたことは明らかである。青年訓練所指導員は、村内の在郷軍人分会から選ばれ、軍隊同様の教練を課していたのである。だから、青年訓練所で三年訓練を受けた者が、歩兵部隊に入隊すると、除隊までの期間が半年早くなり、一年六ヶ月であつた、

この青年訓練所も、やがて青年学校と名をかえ、制服もカーキ色一色となつて、軍靴の音を響かせるようになる。

学 青  
校 年

昭和十年四月一日、それまでの実業補習学校と青年訓練所とが統合して、同年七月一日より青年学校となった。

第103表 青年学校本科(男子)  
の教科課程

学 年	修身及公民	普通科	職業科	教練科	合計
1	20 <sup>時</sup>	50	70	70	210
2	20	50	70	70	210
3	20	90	—	70	180
4	20	90	—	70	180
5	20	90	—	70	180

(単位 時間)

この昭和十年という年は、満州事変から四年経過し、日本が中国大陸へ侵略の足場を固め、日華事変の想を練っていた頃であり、国内では、天皇機関説が論議を呼んだり、青年将校によるテロが芽生え始めた時期で、急速に勃興した軍閥が、国民の生活・思想・文化、教育などの全般にわたり、支配統制を加えようとしていた。そうした最中に誕生した青年学校も亦、当然軍部への奉仕的存在であり、軍隊の二軍的性格であった。しかも、昭和十四年四月から義務制となり、徴兵適齢までの教育を国家の管理下に置かれたことは、極めて重大な意味がある。

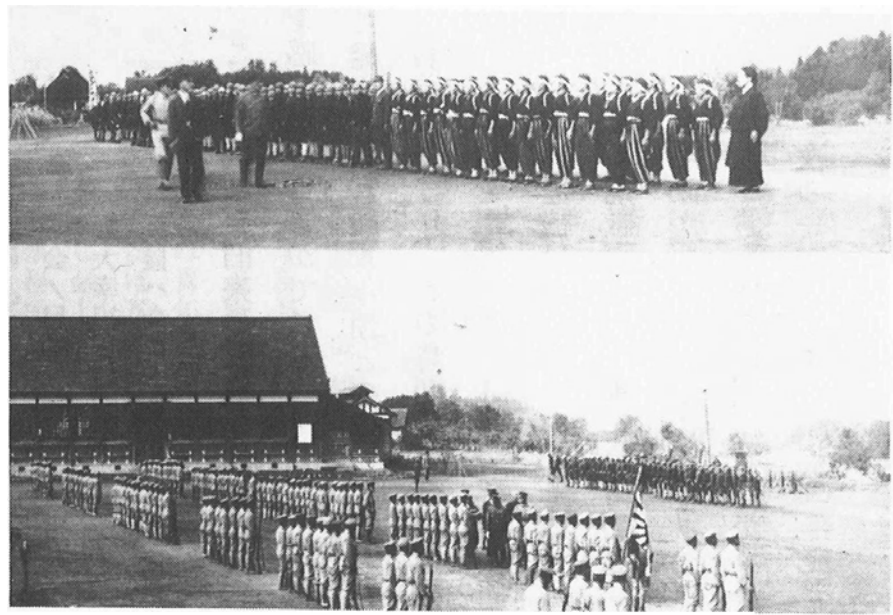
青年学校は、普通科と本科とに分れた。普通科は二年で、尋常科卒業生が入り、本科は五年で高等科卒業生が入学した。当時の青年学校が、どのような教育を行なったのかを知るため、その教科課程を見よう(第103表)。

これによると、普通科目が最も時間数が多くはいるが、実際には、天気が良ければ教練をやり、外でやれない時やむなく普通教科をするのが実態で、軍事教練一本やりという姿であった。

女子は本科が三ヶ年で、裁縫を主にしていた。

そうした中であって、異彩を放ったのは荒砥青年学校である。

昭和十八年、時の町長安部東兵衛は、青年に充実した教育を施すには、小学校の間借りでは不充分と判断、財政的



第60図：青年学校訓練風景・十王（小関三郎氏提供）

にも苦しいのを無理に押切って、独立校舎の建設に取り掛った。白鷹村萩野の農家から蚕室を譲り受け、現荒砥高等学校敷地に移築したのである。校舎用地の整地、運動場の整地などには、かなりの費用が必要であった。町長は財政的困難をどう乗り切ろうかと苦慮したが、この難題は人の和が解決してくれた。青年学校職員・生徒が、労力奉仕を申し出たのである。ブルドーザーなどは無い時代で、凡て人力であった。スコップとモッコと人の汗で、遂に整地を終え、待望の独立校舎が建った。県下唯一の、独立青年学校校舎である。町長を先頭にして、町民・職員・生徒が一体となって建てたこの校舎は一躍有名になり、一時は見学が後を絶たない程であった。

### 青年団

当地方の青年たちは、自治組織として若衆組もっていた。若衆組は男子のみの組織で、十五才になると加入が許され、若衆組に入れば、すべてのことに一人前として認められた。若衆組の年令の上限はさまざまであるが、多くは四十二才前後で、子供が十五才になると退くのが多かった。

藩政時代から続いてきた若衆組は、明治になっても生き続けていたが、時代と共に少しずつ変化はあった。以下、その変貌について見よう。

明治二十年前後は、日本国中に国会開設の要望の声が広がったときで、当地方にも板垣退助などの知名の士が訪れ、

自由民権を説いて青年たちの心を振いたたせた。荒砥町の青年長岡辰四郎・中村喜七・高山悌次郎らは、そうした時流を逸早くとらえ、それまでの古い生活のしきたりを改善し、新しい時代の暮しを作り上げようと意気込み、実践の手始めとして「時間確守会」を提唱した。『荒砥町誌』によりその会の規則を見ると、次のようである。

時間確守会規則

第一条 本会ノ目的ハ同志互ニ定期ノ時間ヲ確守シ漸次地方人民一般ノ習慣ニシテ兎角時間ヲ過ツ弊風ヲ矯正シ以テ他日ノ最大幸福ヲ希図スルニ在リ

第十三条 会員ハ会費トシテ一ヶ月金一錢ノ割ヲ以テ三月九月ノ兩度ニ於テ前納スルモノトス

この会則は、旧来の弊風の代表として、所謂「荒砥時間」を取りあげており、これから矯正していこうとする気概を感じ取ることが出来る。そして、それらの運動に要する経費を、自分たちで出し合おうとしている点などは、やがて発生する官製青年団との違いが明らかである。

明治二十二年、この時間確守会の運動に刺激された南波平次・玉川猪之松らは、長岡・高山らと会合し、西置賜郡北部青年会を組織した。この青年会の目的は、青年階層の教養を深め、識見を高めることを第一とし、そのために、新聞縦覧所を設けたりしたが、その活動は定着をみるに至らなかった。

しかし、荒砥町の有志青年の行動は、その後の地域青年会活動の根となった。

青年会活動が組織されるには、リーダーが必要であった。従って、リーダーがあらわれた地区、リーダー役を買ってくれた人がおる地区程、組織化が早かったようである。例として、高岡青年会を取り上げてみよう。高岡小学校沿革誌に、次の一文がある。

明治三十七年度

校長主唱シテ高岡青年会ヲ組織シ区内青年ノ知徳上進風義改善ヲ企図ス学校ヲ事務所ニ充ツ

校長吉池真浪が、高岡区青年の啓発を願って唱導したものである。具体的活動内容としては、当時の社会情勢から見て、日露戦争出征及び帰還兵士の歓送迎、出征家族の慰問、恤兵品の収集などがあつた。

このような気風は当地方だけでなく、全県的に湧き起っており、明治三十九年一月、山形県は各郡市長宛に通牒を發し、旧来の若者組などにある因襲的弊風を排し、新しく青年団体を組織化して、風儀の矯正・知徳啓発・体格改良・各種公益事業の幫助ほうすなどの、有益な活動を指導するよう懇願しんげんした。

この呼びかけに応じて組織化された青年会の有無については明確でないが、滝野青年会の発会が明治四十年（一九〇七）三月三十日であるところを見ると、県の指導によるものかも知れない。

#### 滝野青年会規則（一部）

##### 第一章 名称及目的

第一条 本会は滝野青年会と称する

第二条 本会は青年者の知徳を進め地方実業の発達及風習の改善を図るを以て目的とす

第三条 本会員は互に信義礼節を重んじ学芸の練磨品性の修養に努め常に素行を慎み質素を旨とし実業に精励すると共に力を公益に致し協同一致以て本会の目的を達せんことを誓約す

第四条 本会事務所を滝野尋常小学校内に置く

『滝野の教育を綴る』

滝野青年会規則は六章から成っているが、ここに記したのはその一部である。内容から見て、県が四十年一月の再通牒で示した青年団体規約準則にならったものと思われる。

当時の滝野青年会の会員は百三十余名というから、随分大勢であり、これらの青年たちは役員を中心として一致協

力して、盛んな活動に入っている。主な事業内容としては、滝野図書館設立、雑誌「滝の志ぶき」発行、講習会、講話会開催、農産物品評会開催、桑園経営の研究、勤儉貯金組合の創設、夜間に於ける火災盗難の警戒などがあげられる。これらの活動の成果が大きかったので、明治四十四年三月、時の郡長から表彰を受けている。

その後大正四年九月、内務・文部両大臣からの通牒を受け、山形県も同六年一月に県訓令を出し、従来の各字毎の青年会組織を合わせて、一町村一団制を指示した。この通牒及び県訓令により、荒砥町・鮎貝村にそれぞれの町内・村内の連合青年会が発足し、更に上部機関として、西置賜郡連合青年会及び県聯合青年団の結成がみられるに至った。こうして青年会なる組織も町村、郡、県更に全国連合体へと大きく広がったが、拡がりが大きくなるにつれ、内容的には官製化されて、自主的な活動が影をひそめ、僅かに共同作業・運動会などに自治活動の面影を残すのみとなった。

## 女子会

女子の組織化は、男子に比べて遅い。当地方では高岡処女会の発会が、大正四年（一九一五）四月で最も早いようである。これより前の明治四十年一月には、県は通牒を出してその組織化を奨励している。高岡処女会の結成はこれに応じたものかも知れない。しかし、県全体としても、また当地方としても、女子層の結集は遅々として進まなかったのが実情である。

高岡処女会につづいて、滝野処女会が発会したのは、大正八年四月であった。この頃、荒砥町馬場・石那田地区には双葉会と称するグループがあり、生花講習会・講演会・茶話会などを主催したりした。双葉会は、大正十年頃女子会が結成されるまで続いている。大正十二年二月には、同八年四月に発会した滝野処女会が女子会と改称しているが、滝野女子会は事業として、裁縫・手芸・料理などの講習会を開催したり、地区内の老人を慰める会などを開いている。それらに要する経費は、春の「高い山」の日に、白鷹山頂で会員が作って販売するわらび汁の利益を当てるなど、自



らの手で生み出してきた。

このように、女子会も県の訓令などが一つの刺激となり、大正十年前後から各町村毎に結成され、小学校長・地域名士などの指導のもとに、婦徳の涵養を目的として活動を続けた。会員の年齢は、小学校卒業から結婚するまで、または二十五才までであった。

### 3 戦時体制下の教育

#### 国民学校

昭和十六年三月、国民学校令が公布され、同年四月一日より小学校の名称は廃止となった。明治五十年に学制が頒布されて以来、七〇年間に亘って親しまれてきた小学校が、国民学校に塗り替えられ、全国一斉に戦時体制の初等教育が確立されたのである。

国民学校が発足した昭和十六年四月当時は、日本は国中挙げて戦争体制にあった。即ち、昭和十一年（一九三六）二月二十六日の所謂二・二六事件に始まり、十二年七月の日中戦争の勃発、十三年四月の国家総動員法公布と、日本は急坂を駆下るように戦争へと突入していった。昭和位十五年頃からは軍部が政治を支配するようになり、十五年九月の日独伊三国同盟締結、十月六日大政翼賛会発会へと突っ走って、抜き差しならぬ泥沼へと落ち込んだのである。そしてそのまま、十六年六月の仏印進駐、十二月八日の第二次世界大戦宣戦布告へと突き進んだのである。

こうした矢先きの国民学校令公布であってみれば、その内容は明白で、戦争遂行のため小国民をも捲き込もうとするものであった。因みに国民学校令を見ると、

第一条 国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し国民の基礎的錬成を為すを何て目的とす

第104表 国民学校  
教科課程

教科	科目	(六年生) 時数
国民科	修身	2
	国語	7
	国史	2
	地理	2
理数科	算数	5
	理科	2
体錬科	武道	} 6
	体錬	
芸能科	音楽	2
	習字	1
科	図画	} 4男 2女
	工作	
	裁縫	2女
時数計		33

幼い学童を教育する目的が、「皇国の道に則つて錬成する」ことにあるということだけで、この教育改革が、実は権力の教育支配であったことが理解できるであろう。  
教育内容も大巾に変更され、五教科に大別された。その内容は、第104表の通りである。

第104表から見ても分る通り、体錬科が重要視され、潤達剛健な心身と、献身的奉公の実践力を養うことに力が注がれていた。

ではこうした政府・文部省の意図を、教育現場ではどう受けとめていたのであろうか。町内小学校沿革誌の一部を転載してみると、

昭和十六年度

国民学校実施第一年に当り挙郡一体の下第二部学校ノ体制下皇国民練成ニ邁進ス学校道場化ノ徹底ヲ期シ第一学期ニ於テ国民科中心、第二学期ヲ理数科中心、体錬科作業訓練ノ方面ハ中間行事課外並興亜奉公日行事ヲ通シテ常ニ努力ス以テ系統具案的ナル運営機構ノ下効果的ナル経営タルヲ期ス特ニ皇紀二千六百年記念事業トシテ校庭ニ奉安殿ノ御造営成リ皇道帰一ノ直接ナルモノヲ賜ハリシコトハ感激ノ他ナリ十二月八日大東亜戦争ヲ見ル正ニ勝チヌクタメニ全力ヲソノ職域ニ捧グル意義ノ甚大ナルヲ思フ

【『憶い出の  
記付録』】

この短い一文を見ても、如何に深く戦争遂行の理念が下部に浸透していたかが窺えよう。より多くの国民は、このようにそれぞれの職域に於いて、最善を尽して国に奉公しようと努力したのであった。



第61図：勤労奉仕（小関三郎氏提供）

教育内容のもう一つの変革は、修業年限を八ヶ年としたことであった。これは昭和十九年度から実施の予定であったが、昭和十九年二月、国民学校令戦時特例として就学義務を満十二才に引き下げたことにより、初等科（尋常科は初等科と改められた）六年を以て終えることになった。

こうして国民学校は、木刀・木薙刀などによる身心の鍛錬を経て、国防の一環を担っているという気概に満ちた小国民育成に向って、児童・教師一丸となって邁進した。

この状態は、昭和二十年八月十五日まで続いた。

#### 勤労奉仕 学徒動員

昭和十六、七年頃から、盛んに勤労奉仕が行なわれた。出征軍人家庭の、農作業の手伝いをするのであ

る。最初は中学校の生徒位からであったが、戦争の進展につれて、国民学校初等科四年生以上から出かけるようになった。十八年頃になると、学習畑と称する実習畑を借り受け、甘藷などの食糧を生産するようになり、次第に学習の時間が勤労に食われた。鮎貝小学校昭和十九年度の記録によると、「自家作業九十日、其の他四十九日」であったという。たいへんな勤労である。

子どもたちの労働も勤労奉仕と呼ばれる間は、精神的にもまだ余裕があったけれども、昭和二十年四月一日、「決戦教育措置要綱」により、向う一年間国民学校初等科以外の授業が停止され、全学校・全職場に学徒隊が編成されるに及び、学徒はペンを銃やハンマーに持ち替

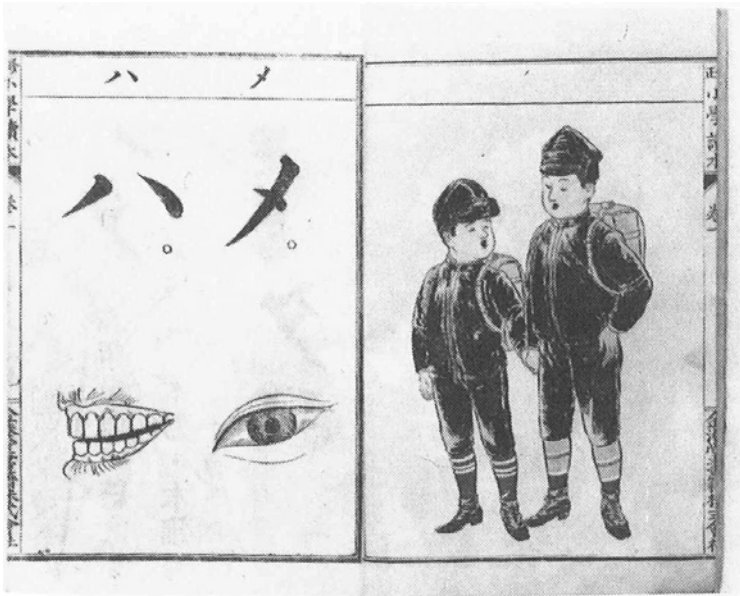
えざるを得なくなった。加えて、都市部に対する空襲が激化すると、都市からの児童疎開も増え、物資不足からくる教材不足の上に、児童数だけが増すという状態に追い込まれた。鮎貝小学校だけで、八〇名を超える疎開児童を収容している。

#### 4 国定教科書の移りかわり

教科書が国定制度になったのは、明治三十六年（一九〇三）四月で、国定教科書を実際に使い始めたのは、翌三十七年四月からである。その以前は、二十年五月制定の教科用図書検定規則に従って、検定を受けたものを使用していた。

国定教科書には国の政策的なもの、当時の思想的 content が反映するのは当然のことかも知れないが、白紙のような児童の心に、意図された彩色がほどこされるのは、重大なことである。

我々は、一人残らず一年生の関門をくぐってきた。一年生にとって、教科書の一頁は鮮やかな映像となって残っている。学校教育を語るとき、その意味で教科書は除くことはできない。祖父母・父母そして自分と、厄介になった教科書の歴史を眺めてみよう（第105表）。例として、恐らく誰もが記憶しているであろう国語読本の第一頁



第62図：明治34年発行小学読本（蚕桑地区公民館蔵）

第105表 国定教科書(国語読本)の変遷

昭和十六年度	昭和八年度	大正七年度	明治四十三年度	明治三十七年度	年度 内容
	サイ サイ タ タ	ハ ナ	ハ タ	イ エ	一 頁
アカイ アカイ	サイ サイ ガ クラ タ ラ	ママハ スメト	コ タ マ コ	ス シ	二 頁
アサヒ アサヒ	コシ コ コ イ ロ イ イ	カカミ カラ カ サ サ ノ	マ ハ メ ト	ズ シ ジ ヒ	三 頁
	スヘ ス ス イ タ イ メ イ				四 頁
色 読本。色 刷り。軍 事 色が つよ い。	国定第 四期。「 サク ラ」 の生活 を重ん じてい る。	国定第 三期。「 ハナ 」から 単文へ。 第一次 大戦後 の思想 反映。	国定第 二期。「 ハタ 」から 単文 ・「タ コ」読 本。単 語	国定第 一期。「 イ エ」本 とよぶ。 文字、 単語、 短文と すすむ。	特 徴

教育は人を育てる。しかし一歩あやまれば人をあやまらせ、国の進路をあやまらせる。教科書の歴史が、それを私達に示している。

から三、四頁を開いてみた。第三期までは黒一色で、本としては無味乾燥であったが、政治的色彩もなかったように思える。四期以後は日本の国情の変化が、そのまま教科書に乗りうつり、印刷が色刷りになったと同時に、内容にも政治色がでてきた。四期のサクラ読本は、児童の生活と心理を重んじた当時の教育思想が取り入れられてはいるが、内容には満州事変後の思想も反映しており、四頁には玩具の兵隊四体のそれぞれの上部に、一行ずつ「ススメ、ススメ、ヘイタイ、ススメ」と書いてある。満州事変を境に、軍国主義へ直進した日本の姿そのままである。

5 教育会

第106表 教育会状況 昭和十年八月調  
西置賜郡蚕桑村

名 称	事 務 所	設 立 日	目 的	区 域	会 員 数	役 職 氏 名	本 年 度 経 費 予 算	事 業	郡 教 育 会 トノ 連 絡
蚕桑村教育会	蚕桑村役場	明治二十八年十一月一日	教育上必要ナル諸般ノ事項ヲ講究スルニアリ	西置賜郡蚕桑村	六七名	蚕桑村教育会長 同 蚕桑村長 丸川代右エ門 書記 同 書記 今野 栄	本会経費ハ必要アル際ニハ蚕桑村村費ヨリ支弁ス	教育施設ノ刷新 教育上必要ナル諸般ノ事項研究 其ノ他 教育関係各種事業	照会、回答、其ノ他必要事項

教育会は第二次世界大戦前における教育の諸問題を研究したり、施策を講じたり、あるいは町村議会に建議したりする機関で、教育面では最も重要なものであった。

教育会はそれぞれ、県に、郡に、町村にあり、それが互に有機的に結合して、教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

当地方の教育会の活動状況を知る資料としては、幸い、「蚕桑村教育会誌」〔蚕桑村文書〕が現残しているので、それによって知ることが出来る。

蚕桑村教育会が創設された時期、目的などについて昭和十年八月に、西置賜郡教育会宛に第106表のような報告書が提出されている。

この報告書で教育会の概況が把握できるが、こうした会が必要となった理由は何であろうか。あるいはまた、教育会創立を促進させた法令はあったのだろうか。『山

『形県教育史料』を見ると、次のように書いてある。

各郡町村ニ於テ学事ニ付諮詢講究等ノ為教育会ヲ開設セントスルモノハ其規則等可伺出且開会ノ都度議事顛末可届出此旨相達候事

但経伺ノ上従来開設セルモノハ議事ノ顛末ノミ可届出義ト可相心得事

明治十四年六月

山形県令 三島 通庸

この通達を見れば、明治十四年当時既設のものもあつたようで、かなり早く組織された。因みに、同史料集によれば、山形県教育会則制定は、明治十三年（一八八〇）十一月である。この年は所謂学校令公布の年で、それらの動きに従つてこの通達が出されたのであろう。蚕桑村教育会は、明治二十二年の自治制実施に伴い、教育の促進徹底を願ひながら、明治二十八年十一月一日に発足した。

蚕桑村教育会は創設以来、毎年一回乃至三回、山口・西横田尻・横田尻の三学校を持ち回り会場として会合を開き、教育に関係することを幅広く審議してきた。次に議題の一部を抜粋してみよう（第107表）。

第107表 蚕桑村教育会主要活動内容一覧

回	年月日	議 題
2	明治 29・10・31	蚕桑村各小学校ニ裁縫科ヲ設置スルコト
3	30・5・10	蚕桑村各学校生徒ノ親和ヲ計ル目的ヲ以テ一年一回共同運動会ヲナスコト
4	30・9・25	本村各学校ニ校友会ヲ設置スルコト
5	30・11・13	各小学校内ニ設クル夜学会ニ毎年拾円以下ノ補助ヲ支出スルコトヲ其機関議會ヘ建議スルコト

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
40 ・ 4 ・ 6	39 ・ 10 ・ 23	39 ・ 5 ・ 12	38 ・ 11 ・ 18	37 ・ 12 ・ 10	36 ・ 12 ・ 12	36 ・ 4 ・ 25	35 ・ 5 ・ 3	34 ・ 5 ・ 4	33 ・ 11 ・ 10	33 ・ 5 ・ 19	32 ・ 12 ・ 9	32 ・ 10 ・ 14	32 ・ 4 ・ 29	31 ・ 11 ・ 5	31 ・ 9 ・ 17	31 ・ 5 ・ 7
本村各学区ニ就キ学令児童保護会ヲ設クル件	貧民児童就学奨励方法	農繁ノ際尋常三、四年ノ児童ヲ全ク休業セシムルコトト時間ヲ減ラシ授業スルト何レカ最適切ナルカ	明治三十七、八年戦捷記念事業ノ一ツトシテ本村各小学校ニ校園ヲ設クルコト	戦捷記念ノタメ適當ノ時期ニ適當ノ地ニ本村公園地ヲ設ケラレシコトヲ村会ニ建議スルコト	児童トラホーム取締リノ良法如何	高等科、補習科ヨリ授業科ヲ徴収スルコト	本村各学区ニ於テ冬期開設ノ夜学会ヲ定期開設ノ補習科ニ引直シノ件	委員ヲ設ケテ地方ノ方言ヲ調査シ而シテ生徒ノ言語改良ヲ励行スルコトノ可否	蚕桑村教育会規則ヲ改正スルコト	一般子守が在学女生徒ニ及ホス悪影響ヲ防止スヘキ最良策如何	蚕桑村ヲ全通シテ高等小学校ヲ設クルコト	学校ト家庭トノ連絡ヲ計ル最良策ハ如何	高等科男生徒ニ袴ヲ着セシムルコト	蚕桑村各小学校生徒ニ貯金ヲ奨励スルノ可否	本会事業トシテ郷土地理歴史ヲ編纂スルコト	学校管理ノ成功ヲ期スルタメ父兄心得ヲ規程スルコト



23	40・10・21	蚕桑村品評会ノ時機ヲ利用シテ実業補習学校生徒ニ県庁派遣ノ技師ノ講話ヲ聴カシムルノ件
24	41・5・9	蚕桑村教育費中ニ尋常五学年以上ノ生徒ニ対シ修学旅行費補助ノ一項ヲ増加セラレンコトヲ本会ノ決議ヲ以テ建議スルコト
25	41・9・8	蚕桑村従来ノ三学校区域ヲ合併シテ壱学区壱学校トナスコト
26	42・5・12	子守児童ノタメ特別学級ヲ編成スルコトノ可否
27	42・10・30	附設実業補習学校ノ学則ヲ改正スルノ件 修業年限ヲ甲科三学期ニ延長ス
28	43・10・29	模範町村視察報告
29	44・12・23	各小学校教員住宅ヲ設ケラレンコトヲ村長ニ建議スルノ件
30	2・4・12 大正	当地方ノ娯楽ノ種類ヲ調査スルノ件
31	2・9・25	娯楽調査ノ報告
32	3・10・24	小学校児童ヲシテ崇敬心養成ノタメ各自ノ家庭ニ安置セル神棚及仏壇ニ対シ毎朝礼拝セシムルコトヲシテハ如何
33	5・11・14	青年団ヲ統一シ一村一青年団トナスコトノ可否
34	10・11・30	(議題ノ記録ナシ)

〔蚕桑村  
文書〕

取りあげた問題は多種多様であるが、第十一回の統合高等小学校の問題、第二十五回の三学校の統合の問題のように、教育上極めて重要な課題が論議されている。こうした重要問題は一、二回で結論は出さず、慎重に進めているようであるが、数年あるいは十数年後に実現するときの、基礎づくり役に役立つ点に注目すべきである。そうした重要な、大きな問題がある反面、十八回の貯金奨励や、第三十二回の神棚を礼拝させるものなど、一見些

細に思える議題もある。これらは議決よりも、議論の中で教育理念の確立を図る、研修的色彩の濃いもののようにある。また、第十回の家庭と学校の連絡を密にする方策、第十四回の方言取り扱いの問題など、古くて新しい教育上の課題が取り上げられている。

第三十回は、娯楽調査を議題にしている。この審議では、委員を設けて調査することになり、その結果が三十一回で報告されている。娯楽問題を何故取り上げたかは、議事録によると、

娯 楽 調 査

芝居、囲碁将棋、浪華節、蓄音器、活動写真、魚釣り、骨牌、踊り

以上放任シ置クモノ

講談、山狩り、射撃、視察旅行、水泳、乗馬、劍舞、俗歌（改良）、擊劍、角力、狂句、謡曲、雑誌共同購入、器械体操

（鉄棒、回旋塔、スキー）

以上ハ奨励スベキモノ ○印ハ殊ニ奨励スベキモノ

懸事

以上抑圧スベキモノ

これによると、娯楽調査は、学童に及ぼす影響を考慮して、奨励すべきもの、禁止すべきものを選別する目的であった。子どもたちへの配慮の点では、第十二回、第二十六回の子守りの問題などもそうであろう。議題を一見して言えることは、教育会員一同がいかに真剣に教育と取り組んでいたかが分ることである。

大正十年時の教育会の構成は、第108表の通りである。

第108表 蚕桑村教育会構成表

役 職		人数
学 校	横田尻学校職員	9人
	西横田尻学校 "	8
	山 口学校 "	6
学 務 委 員		5
村 会 議 員		11
区 長		5
役 場 職 員		9
合 計		53

このような勝れた活動をした教育会であるが、大正中期以降の開催が少なく、大正五年から十年までは開かれていない。記録では昭和十一年のものまで残っているが、内容は教育的には些細なものだけである。

次に郡、並びに県教育会の事業及び町村教育会とのつながりについて、若干述べてみよう。

西置賜郡教育会が発足したのは、明治三十二年（一八九九）四月で、町村教育会の上部機構としての役割を果たしながら、尚且つ郡政教育面に関与しながら、西置賜郡の教育向上のため力を尽くした。郡政の中で特に注目すべきは学資の貸し付けである。その規定の要点は、次の通りである。

第一条 本郡教育ノ上進ヲ図ランカタメ本規程ニ定ムル学校ニ入学スルモノニ無利子ニテ学資ヲ貸与ス

第二条 学資ヲ貸与スヘキモノハ本郡ニ五ヶ年以上本籍ヲ有シ高等学校程度以上ノ官私立高等実業学校高等中学校及大学ニ入学シタルモノニシテ志操堅実身体健全ニシテ成業ノ見込アルモ家計上学資ニ乏シキモノトス

第三条 学資貸付額ハ一人一ヶ月金拾貳円以内トス

第四条 毎年貸付スヘキ人員及出願期日ハ其都度郡長之ヲ告示ス

第六条 貸付金額ハ卒業ノ翌年ヨリ二ヶ年間ハ毎月貸付金月額ノ半額其後ハ月額ツツ償還セシムルモノトス  
(他ハ省略)

萩野  
文書村

これは大正二年三月制定のものであるが、早速この年二名の奨学生を募集している。向学心に燃える有為の青年諸士にとっては、大きな福音だったにちがいない。

県教育会が直接町村教育会とつながるのは、資金の貸借がその一つである。県教育会互助部では、教育関係に要する資金の貸し付けも行っていたようで、十王小学校では増改築の折、三、〇〇〇円を借り受けている。年利率六分で、昭和十一年の凶作と、鹵価暴落のため、村の現金収入が少なく償還できないので償還を延期させて欲しいと願っている文書がある。

こうして町村・郡・県は、その分に応じた教育問題を真剣に取りあげ、後年教育県と謳われる基礎をつくりあげてきた。

## 6 文化活動

### 燈火の変遷

文化を象徴する一つとして、燈火が考えられる。

白鷹町に電燈が引かれたのは、大正四年から六年にかけてであった。『米沢大年表』によれば、西置賜郡電気事業創始は大正三年十一月となっているが、各部落に引込線が延びたのは、更に二、三年後のようである。

当時は一戸につき、五燭（約六ワット）に制限されていた。送電が夜間だけであったから、夕方各家庭に一斉に点燈された。だから、子どもたちはそれを合図に遊びを止めて家に帰った。初めて点燈された頃、街燈がともるところを見ようと立っていたら、一瞬のうちに一斉に灯ともってびっくりしたものだという。電柱から電柱へと一つずつ電燈がともってくるものと想像していたのである。こうした騒ぎを子どもたちは敏感にとらえて、なぞなぞを作っている。「夕方お早うと来て、朝げ、さえならして行くものなぞ。」

電燈以前の燈火については、その変遷を年代で区分することは困難であるが、古老の言によれば、明治十年代の燈火として一般に使用されたものは、「ひょうぶ油」を皿に入れ、それに燈芯（莫菴から抜いた芯）を入れて点した。この燈火を、トウシンと呼んでいた。平常はそのまま使ったが、来客があれば、明るくするために行燈にして用いた。読書や書きものをするため、明るさを増したときは、芯を二本にし、仕事が終われば一本にして油を節約した。ヨワリ（夜業）などは、囲炉裏の火の明るさでやった。

トウシンに並行して、セツカンも用いられた。セツカンは、松脂を融かして固めたものを笹の葉で包み、菅で縛ったもので、竹棒の先に結びつけ、先端に火をつけて灯火にした。夕飯のときなどによく用いられた。松脂なので、ある程度燃えると、燃えかすのため燃えにくくなるから、火箸でつついて滓を落した。セツカンという名は、火箸で突くのが折檻するのに似ているからだという。「お笹の衣装着て、お菅の帯して」と呼びならされたセツカンは、随分長い間庶民の灯りとして利用されてきたものであろう。セツカン用の松脂は、深山周辺で作って売りに出された。

白鷹町内の部落のあちこちに、油屋という屋号の家があるが、この油屋は「ひょうぶ油」を搾取した家だと言われている。ひょうぶ（いぬがや）の実は、部落の規約により「野の口」をあけるまでは、勝手に搾取してはいけなかった。大抵野の口は二百十日前後にあけたので、口があけると、まだ夜が明け切らないうちから、ひょうぶの実を取りに出かけた。大人二人が背負ってきた実からは、約一年間使うだけの油を搾ることが出来た。柴刈りのときなどにひょうぶの木を切ってくると、山の係員から厳しく叱られたというから、住民全体で貴重な燃料源として大切にしていたのであろう。

トウシン・セツカンを灯火にしていた頃、一部にランプが入ってきた。当初は勿論資産家だけで使われていたが、トウシンやセツカンに比べて格段に明るいので、「あれがランプちゅうもんだ」と言って驚ろいていた。その後次第にランプが普及したが、それでも三分芯位のもので我慢し、五分芯などを使うと、「明るくてお祭りみたいだ」と言ったという。ランプのほやを磨くのは、子どもたちの日課であった。

電気が引かれて、やがて電灯と変わったが、最初の電球は先が尖っており、球は大きいと寿命が短く、フィラメントが切れる度に電気屋（東北電力散宿所）に走って交換した。改良が繰返され、ガス入電球になって、明るさも寿命も一段と向上した。

古い家から、稀にトウガイが発見されることがある。これも灯火用に使ったもので、トウシン・セツカン以前のものである。約一センチメートルの鉄板を格子状に組んで、二〇センチメートル四方形の網を作り、それに八ミリ角、長さ五〇センチメートル近い鉄の柄をつけたもので、その柄を囲炉裏の灰に突き刺し、網の上で細かく切り刻んだ松の木や松の根を炊いて灯りにした。松を焚いたので、マツトウガイとも呼ぶ。

## 文芸活動

### (1) 川柳会

当地方は藩政時代から、多くの文人を世に送り出したところである。遠く元禄の頃は、俳諧に服部嵐雪の高弟和田東潮を、寛政の頃には「俳諧古集之弁」の著者大貫衛足を、幕末には新甫、洗旨などの諸士を生み、その文学的風土は万人の注目するところであった。この風土はそのまま明治へ引き継がれた。その土壌から、様々な種類の芽が、明治・大正・昭和にかけて出ているが、その中でも最も顕著な、しかも息の長い活躍が見られるのが川柳である。

川柳は庶民文芸である。難しい約束事もなく、五・七・五のリズムに感情を分配するだけでよい。その平易さが民衆の心に根着いたものであろうが、反面それが通俗視される一因でもある。

白鷹町を中心とする置賜北部は、川柳では日本一と言われている。作句者の数においても、質においても断然他を圧してきた。

明治二十三年十月、東京下谷区から、任風舎川柳編「狂句百家選」が出版されている。当時全国で活躍した川柳作家一〇〇人を選んだものであるが、この中に当地方の作家が五人載っている。一地方から五人の掲載は例外で、これによっても、如何に川柳の盛んなところであったかが窺い知れよう。

「狂句百家選」に選ばれているのは、荒砥の楓庵卜枝、鮎貝の竹庵山人・月廼家松夫、それに長井の雅外・悠哉で



第63図：ト枝句碑（正念寺）

ある。

ト枝は本名山口清三郎で、雅外（俳句の大橋である）・悠哉（五十川）と共に西置賜の三傑と称され、中央柳壇でも活躍した。明治二十七年（一八九四）扇風亭松枝らが発起人となり、記念碑が建立された。荒砥正念寺の句碑がそれで、次の句が刻まれている。

高振るな見る間に落ちる揚雲雀 ト 枝

竹庵山人は本名竹田大之助、鮎貝で旅人宿を営んでいた。「断金の友に融通の知恵袋」の句が載っている〔任風舎川柳編〕。月廼家松夫も鮎貝大町の人、菅三郎が

本名。「覚ぬれば昔なつかし親の夢」の句がある。

明治二十年代から三十年代にかけては、川柳が最も隆盛を極めたときであろう。川柳は一般には前句付と言われているが、冬期間のわら仕事小屋などでも作句が盛んに行なわれていた。神社仏閣への懸額なども多く、どこに行っても見ることができる。

明治三十二年十月、東京で発刊された「柳風狂句改正人名録」を見ると、当地の柳人がずらりと顔を揃え、断然他を圧している。この人名録に掲載されている人々を整理して書上げると、次のようになる（第109表）。

これらの人々については、句も載っているが、第110表の作家たちは名前だけで、句と所属吟社の記載がないものである。

第110表 川柳人名簿

町村名	号	氏	名
鮎貝村	意柳(樋口 藤吉)	芳松(芳賀松五郎)	松夫(菅四郎兵衛)
蚕桑村	杳里(芳賀 周儀)	岑亭(小松助次郎)	
東根村	久明(色摩 久弥) 木石(鈴木 俊作) 如水(紺野 作弥)	ト実(平吹 常弥) 千畝(岡田英太郎)	寿山(新野 秀乘) 山下(新野 吉次)
荒砥町	新貫(大貫新蔵)		

第109表 明治32年川柳吟社並びに川柳人一覧

町村名	吟社名	号	氏	名
鮎貝村	鮎貝連	幽伯(今 四郎次)		
蚕桑村	常盤連	静蓋山(小松 成助) 雨山(小松 成助)	柳素枝(中川 重治)	
白鷹村	天狗連	花麗(小関 俊諦) 垂竹(田 善次) 水田(菊地 之助) 白菊(小関 俊隆)	陽花(安達五郎右工門) 雀竹(田 忠吉) 月鈴(木 弁造)	
東根村	風聖社	秀光(梅津 清重) 雀菅(佐四郎)	玉扇(坂東藤次郎)	
東根村	広野連	信志(向田 友弥) 志(新野 延吉)	仙霞(新野 吉次) 舎梅(津 与吉)	
荒砥町	好吟社	登園(川村仙次郎) 園(山口 清)	利貞(高橋利八郎)	
荒砥町	柳連	一岸(大貫裕右工門) 月佐(藤 勘助) 臨松(高山 悌次郎)	芳洲(芳賀 忠助) 月長(岡 不二雄) 不華(中村 哲司)	

この他、蚕桑には中川仙雨(吉三郎)、渋谷可昇(式次)、東根には紺野東水(米七)、荒砥には黄花(横山慎五郎)・嶋之(嶋林安次)・大枝(大宮儀助)・松枝(大貫三右工門)・可精(山口鷺郎)・柳雅(大貫吉助)・改春(船山善橋)・ト花(山口清五郎)・藤川(安部東五郎)など、数え切れない程多数である。

こうした人たちは夫々の吟社にあつて作句に精進し、大会には遠きをもとめせず馳せ参じて、句の出来栄えを競い合った。その中で、特に注目すべき人は、蚕桑村常盤連の静雨である。

静雨は本名小松清作。後、荒砥松下家の人となり羽洋と号した。羽洋は大正五年に、川柳宗家から東北地方判者の免許を授与されているが、翌六年四月免許披露の句会で、感想を次の句に託している。

肩車ア、眼が廻る目がまわる 羽洋

尚、『荒砥町誌』、『東根村郷土史』によれば、木枯庵櫻風(華月、長岡不二雄)、東岡東翠(東水、





第 64 図：松下羽洋句碑（正念寺）

た味をもっている。

来る客も又来る客も無い話  
 コップ酒拾銭俺の喉が鳴る  
 菊作りただ飲まれても嬉しがり  
 都にもやっぱり暗い路があり  
 人形の母は抱かれて乳を呑み

蚕桑 渋谷香花  
 同 鈴木楓蔭  
 荒砥 西村咲華  
 同 奥山葦水  
 同 鈴木楽月

（金剛会文庫『あしあと』）

紺野米七）の両名も地方判者を許されている。

明治中期の川柳の懸額を見ると、殆んど柳風狂句と書いてある。狂句という言葉から戯句的な感じがもたれるが、句そのものは真面目な、しかも勝れた句が多いので、数句書留めておく。

折るも惜し折っても見たし初桜 一 峯  
 香に酔ふて眠り過すか花の鳥 芳 州  
 姿見に心も写せ友鏡 花 垂  
 親の親子の子も列ぶ古稀寿筵 不 外  
 取るよりも追ふに興あり蛭狩り 信 志

大正の世になっても、明治から続いている多くの柳人が活躍したが、新しい顔振れも見られ、句も世相が反映してか、明治とは違っ

(2) 短歌・詩・小説

川柳の隆盛は以上述べた通りであるが、川柳以外の分野でも、それぞれが抛り所を選んで結集し、創作活動に励んでいた。

短歌では、大正八年から十一、二年にかけて、米沢から出版されていた「あづま」、「揺籃」があり、それには海老名栄子（折居）、橋本富子（十王）、我妻麗泉（横田尻）、打田幸次（高岡）、千葉きう（荒砥）、安部とめ（十王）らが抛り、作品の発表、作品に対する相互批評などで研鑽をつんでいた。一方、昭和期にはいると、中央の専門誌に抛って、本格的に作歌活動する者も多く数えるようになった。

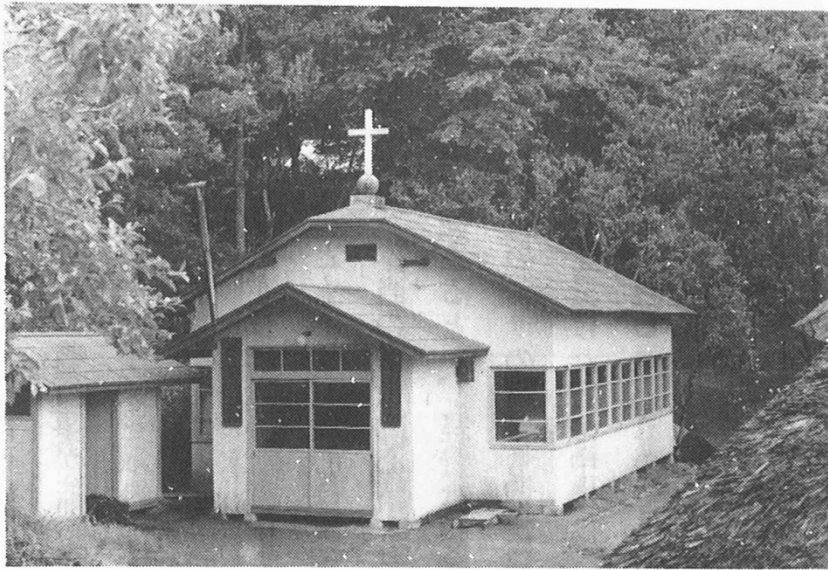
詩・小説関係での活動は比較的少ないが、特異なものがある。一つは雑誌「赤裸」で、ガリ版刷りながら、詩・短歌・小説・随筆と、文芸総合誌で、当時の地方出版物としては珍しいものである。「赤裸」は大正十年前後に出ており、菅間又蔵（荒砥）・渡部きん（同）らが中心であった。

もう一つの特異なものと言えば、大瀬出身の五十公野清一の創作活動があげられよう。五十公野は二十一才のとき上京、大正末年から昭和初期にかけて、農民文芸会に抛り、長篇「農民」を発表して農民文学作家としての足場を固め、その後も『大陸に明星ありき』、『明治維新庶民勤皇史話』、『長渠ゆたけく』など数多くの作品を発表し続けた。

トキリス 教ス

江戸時代初期の切支丹については、第五章第二節で述べた通りであるが、明治維新後、信仰の自由（明治六年）が認められてからも、しばらくの間は当地方に讃美歌を聞くことはできなかった。

大正三年になって、外人H・H・クックが、荒砥町の有志、子どもらを集めて、梅川旅館を会場として伝道を行なったのが契機となり、白鷹町にも再びキリストの教えを説く声が聞かれるようになった。大正九年、荒砥町梅津うめ氏は、当時上京して看護婦として働いていたが、考えるところがあり、帰郷してキリスト教の布教に従事した。当時



第 65 図：佐野原教会

はまだ、キリスト教を異教として見る傾向が強くと、布教の声に耳をかす人も少なく苦勞の連続であったが、昭和三年、荒砥座において開かれた説教会が機縁となり、その年の十一月教団より認められて、教会の看板を掲げることになった。日本ホーリネス教団荒砥教会である。梅津らは教会を中心として熱心に布教活動を続け、各村々の神社の祭りなど、人出の多い機会を見つけては、提灯をつけて辻々で神の教えを説いて廻った。そうした努力によって信者が次第

に増加し始めた時、第二次大戦が勃発し、昭和十七年には戦時下の思想統制のあおりを受けて、集会は禁止させられ、事実上宗教活動は停止のやむなきに至った。

第二次大戦後、再び信教の自由が保障されると、教会も活動を始め、昭和三十一年からは、保育園を開設して、幼児教育の一翼を荷うようにもなった。

第二次大戦後のキリスト教の布教について、特筆すべきことは、佐野原の人たちが集団で洗礼を受けたことであろう。佐野原と言えば、江戸時代初期におけるキリスト教ゆかりの地であるだけに、当時報道機関から大きく取りあげられた。最初に洗礼を受けたのは昭和三十三年前後で、同部落五十嵐市郎兵衛家を協会代りとし、フランス人ベスベル神父の手によって行なわれた。その後、竹田藤兵衛家などでも行なわれ、前後合せて百五十人余、老人から赤ん坊まで、殆んど全員が信者となり、入信を拒んだのは極く少数であった。そして、部落東側の高台には立派

な教会も建てられ、毎日曜にはミサが行なわれ、ここにキリスト教部落が誕生したかに見えた。

しかし、こうした宗教行事が続いたのは約十年間で、昭和四十四年には、それまで減りつづいていた信者は、遂に全員離信し、教会も十字架を取り除くこととなり、華々しくスタートした集団入信の幕も、静かに降ろされた。

何故このような結末を迎えるようになったのか、洗礼を受けた人たちから聞いてみると、理由の一つは布教者側にあった。当初直接布教に当たった者は、部落民からの信望もあつたが、後任者が、以前に約束していた乳牛の導入に齟齬をきたしたこともあり、民心は次第に教会を離れていった。しかし村民の側にも原因はあつた。それは集団洗礼を受けるに際し、本当の宗教的心情と熱意を持っていたのではなく、百人以上信者になれば、教会が建って部落の集会などに自由に使えるとか、経費は教会が負担して保育園を設けてもらえるなどの、目先の利に動かされた面があつた。そして、日曜毎のミサの行事も、次第に負担に感じるようになってきた。こうして、現在は一人の信者もなくなったが、かつて洗礼を受けた者の中には、今でも聖書と小さな十字架を大切に持つておるのをみれば、これらの人たちの心の底に、何かを残しているのであろう。